

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に向けて

1 庁内体制の整備について

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行」に向けた庁内体制の整備を行うため、検討会議を設置し、議論を開始しました。検討状況につきましては、今後、「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」に随時、ご報告をします。

2 「ふじさわジェンダー平等プラン2030の改定」について

「ふじさわジェンダー平等プラン2030」は2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を目標年次として策定したものです。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024年（令和6年）4月1日に施行されることから、市民意識調査と本プランの改定スケジュールを次のとおり検討しています。

(1) 改定スケジュール（案）

令和5年度	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係る市基本計画の骨子の検討
令和6年度	市民意識調査の実施
令和7年度	「ふじさわジェンダー平等プラン2030」の改定 ⇒進捗管理：令和8年度から令和12年度

\* 市民意識調査では、女性支援に取り組む民間団体等へのヒアリングも検討

(2) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」以外の検討事項

- ・ 「ふじさわジェンダー平等プラン2030」策定時は、新型コロナウイルス感染症の諸問題が出始めた時期であり、現在の社会情勢を踏まえた内容に更新していく必要がある。
- ・ L G B T理解増進法やパートナーシップ宣誓制度の拡充などを踏まえた内容を取り入れていく必要がある。

以 上